

第6回
民事判決情報データベース化検討会
事務局作成資料
(令和5年3月24日)

これまでの会議の経過と本日の会議の内容

○ これまでの会議の経過

- 第1～4回：有識者ヒアリング等を実施した上、今後の検討方針について確認
- 第5回：有識者ヒアリング（日弁連法務研究財団等）

○ 本日の会議の内容

- ・ 第5回会議で質問のあった財団実証実験に関する補足説明
- ・ 第4回会議の積み残し

資料の概要

第1 財団実証実験に関する補足説明

- 1 実証実験の経過について
- 2 第1次実証実験について
- 3 第2次実証実験について

第2 第4回会議の積み残しについて

- 1 法整備の必要性
- 2 設けるべき規律の内容

第1 財団実証実験に関する補足説明

- 1 実証実験の経過について
- 2 第1次実証実験について
 - ※ 別資料に基づいて説明
- 3 第2次実証実験について
 - ※ 別資料に基づいて説明

第1 財団実証実験に関する補足説明

1 実証実験の経過について

○ 問題意識

年間20万件の民事判決情報を仮名化するためには、AIを用いるなどして、ある程度の機械的処理をすることが必須であると考えられる。

AIを活用した仮名処理の実現可能性について検証するとともに、これを補う人手による確認作業を含め、事業化の実現可能性について検証する。

○ 第1次実証実験（財団PT）

- ・ 仮名処理システムの精度等について検証
- ・ 一定水準の仮名処理が可能（令和3年1月報告）

第5回会議における発表の中心

○ 第2次実証実験（事業化WG）

- ・ 人手による確認・修正ツールを開発し、作業に要する時間や費用を検証
- ・ 事業化の実現可能性（令和4年3月報告）

第1 財団実証実験に関する補足説明

2 第1次実証実験について

○ 仮名過多とは

○ 使用した民事判決の内容や選定基準

○ 結果概要

※ 別資料（参考資料2）に基づいて説明

出典：https://www.jlf.or.jp/wp-content/uploads/2021/03/minjiodpt_siryoudpt_20210126.pdf

第1 財団実証実験に関する補足説明

3 第2次実証実験について

○ 使用した民事判決の内容や選定基準

○ 結果提示に当たって行った調整

○ 結果概要

※ 別資料（参考資料3）に基づいて説明

出典：https://www.jlf.or.jp/wp-content/uploads/2022/06/jigyouwg_siryu20220330.pdf

第2 第4回会議の積み残しについて

参考：第4回会議資料1・3ページ（再掲）

第1 民事判決情報のデータベース化のニーズ・意義

- 1 民事判決情報の重要性
- 2 新たな利活用の可能性
- 3 民事判決情報の利活用の促進に向けた環境整備の在り方

議論済み（論点1～5）

第2 適正な利活用の促進に向けたデータベースの在り方

- 1 念頭に置くスキーム
- 2 想定されるリスクの洗い出し
- 3 制度の全体像

第3 制度整備の在り方

- 1 法整備の必要性
- 2 設けるべき規律の内容

積み残し（論点6～10）

第2 第4回会議の積み残しについて

- 1 論点6について
(参考1) 日弁連法務研究財団における議論
(参考2) 第4回会議における意見
- 2 論点7について
(参考) 第4回会議における意見
- 3 論点8について
(参考) 第4回会議における意見
- 4 論点9について
(参考) 第4回会議における意見
- 5 論点10について
(参考) 第4回会議における意見

第2 第4回会議の積み残しについて

1 論点6について

論点6 適格性のない者が情報管理機関となることにより、仮名処理前後の情報につき、不適正利用や漏洩のリスク、仮名漏れのリスク、不公平な提供が行われるリスク、事業破たんのリスクなどが想定され得る。そこで、裁判所から民事判決情報の包括的提供を受けられる者を一定の適格性が担保された情報管理機関に限定し、民事判決情報の提供プロセスについて法整備をする必要があると考えられるが、どうか。

第2 第4回会議の積み残しについて

1 論点6について

(参考1) 財団PTにおける議論の状況

- 本件スキームの下では、裁判所から提供される民事判決情報の数は膨大な数に上り、利活用の目的も多様なものとなることが予想されるほか、個々の民事判決情報の提供の可否等についての裁判所の個別具体的な判断を経ることなく包括提供を受けることが可能になることから、これに代わる適正性確保のための方策として、裁判所から情報管理機関に対する民事判決情報の提供プロセスについて法整備をする必要がある。
- 本件スキームの下では、情報管理機関には、公益的な事業の担い手として、個人情報を含む膨大な量の民事判決情報を取得すること、訴訟関係人の権利利益との適切な調整を図りながらこれをデータベース化すること、適切な情報セキュリティ体制の下で厳格にこれを管理すること、提供先となる利活用機関の情報管理体制等を考慮しながら公平に提供を行うことなどが求められ、実費以上の収益を上げることは想定されていない。こうしたことから、情報管理機関に一定の適格性を求め、これを法的に担保すべきである。

第2 第4回会議の積み残しについて

1 論点6について

(参考2) 第4回会議における意見

- 民事判決情報の利活用を促進するための環境整備に当たっては、国民にも見える形で、情報管理機関の適格性を確保すべきである。
- 情報管理機関の業務は、民事判決情報に対する仮名処理やデータベースの管理など公的な要素が強いので、公的な機関に実施させるのが望ましいと考えられる。
- 情報管理機関を一元化するのであれば、一定の透明性を確保する仕組みが必要であると考えられる。
- 情報管理機関については、法務省が規制権者として一定の許認可を行うなど、法律上の位置づけを与えて、民事判決情報の取得及び加工を行わせるべきではないか。

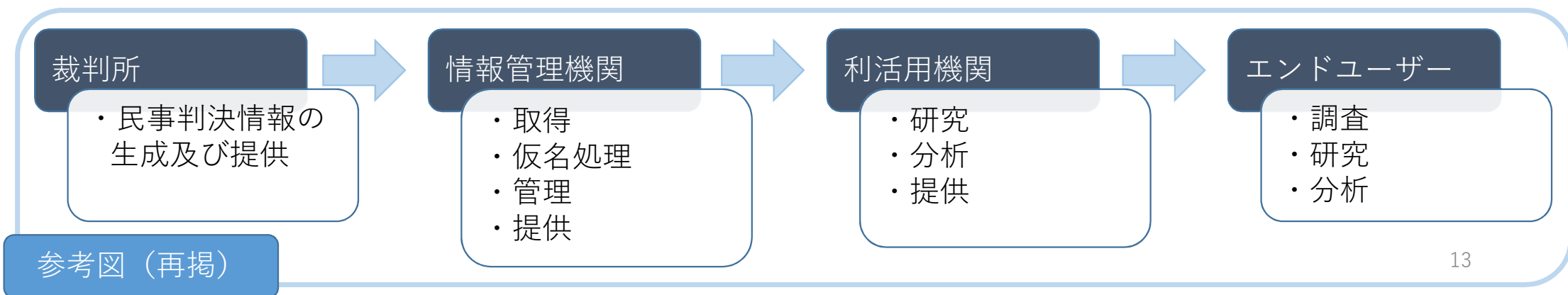
第2 第4回会議の積み残しについて

1 論点6について

論点6（再掲）

適格性のない者が情報管理機関となることにより、仮名処理前後の情報につき、不適正利用や漏洩のリスク、仮名漏れのリスク、不公平な提供が行われるリスク、事業破たんのリスクなどが想定され得る。そこで、裁判所から民事判決情報の包括的提供を受けられる者を一定の適格性が担保された情報管理機関に限定し、民事判決情報の提供プロセスについて法整備をする必要があると考えられるが、どうか。

※ 第4回会議における各意見に照らしても、情報管理機関の適格性を担保する観点から、法整備をする必要があると考えられるが、どうか。



第2 第4回会議の積み残しについて

2 論点7について

論点7 情報管理機関の適格性を担保するための方策として、一定の要件を法定し、その要件を備える者を情報管理機関として指定するなどといった規律を設けることが考えられるが、どうか。また、規律を具体化するに当たってどのような点に留意する必要があるか。

第2 第4回会議の積み残しについて

2 論点7について

(参考) 第4回会議における意見

- 情報管理機関の適格性を検討するに当たって念頭に置く個人のプライバシーリスクについては、裁判の公開原則を踏まえて丁寧に議論をする必要がある。例えば、個人が単に訴訟の原告になっていることや被告になっていることを他人に知られたからといって、直ちにプライバシーが侵害されたと考える必要はないのではないか。
- 民事判決情報のオープンデータ化が、裁判所の国家機関としての役割・責務との関係でどのような位置づけになるのかを検討し、それを行政機関がどのような形でバックアップするのかという形で、法務省がどのような役割を分担するのかを決めていくべきではないか。
- 情報管理機関が民事判決情報の利活用も行うということであれば、利活用機関との競争が生じるので、何らかの規律を設ける必要があるのではないか。情報管理機関が一元化される場合、許認可取消しの際に民事判決情報データベースの担い手がなくならないように手当をする必要があるのではないか。

第2 第4回会議の積み残しについて

2 論点7について

- 民事判決情報が国民の共有財産であることを考えると、国民が差別されることなくアクセスできるような環境を作る必要があるところ、利活用機関を通じてこのような環境作りを実施しようとしても、利活用機関として主に想定される商用データベース会社等に対してエンドユーザーを公平に扱う義務を課すことは難しいから、一般国民を含めて、悪用の可能性等がない限り、情報管理機関にアクセスできるという仕組みにした方がよいのではないか。
- 一般国民が情報管理機関に直接アクセスすることを広く認めると、情報管理機関に求められる公平な提供を行うための判断が難しくなるおそれがあるのではないか。より多くの国民が民事判決情報に触れられるようにするためには、図書館や法テラスなど、営利企業ではないセクターも利活用機関になる道を開くという方法が考えられるのではないか。

第2 第4回会議の積み残しについて

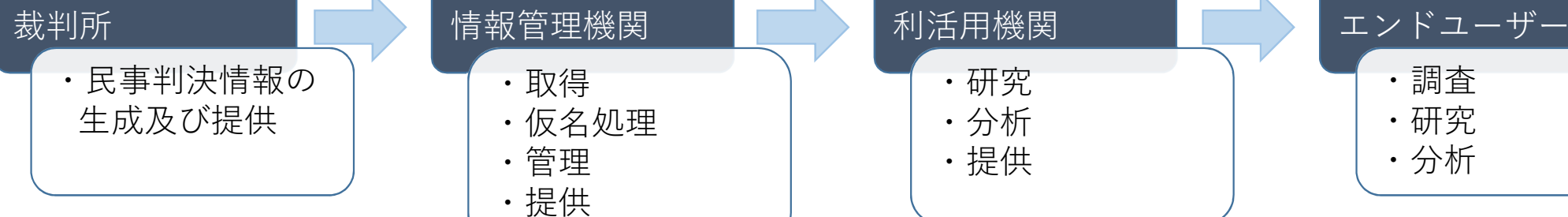
2 論点7について

論点7（再掲）

情報管理機関の適格性を担保するための方策として、一定の要件を法定し、その要件を備える者を情報管理機関として指定するなどといった規律を設けることが考えられるが、どうか。また、規律を具体化するに当たってどのような点に留意する必要があるか。

※ これまでに示されたものに付け加えるべき留意点はあるか。

参考図（再掲）



第2 第4回会議の積み残しについて

3 論点8について

論点8 情報管理機関には、仮名処理における訴訟関係人の権利利益と公益の適切な調整、民事判決情報の適切な管理、利活用機関への公正かつ適切な提供、適切な事後的是正手段の確保が求められると考えられるが、そのほかに適格性を担保するために求められる事項はあるか。

第2 第4回会議の積み残しについて

3 論点8について

(参考) 第4回会議における意見

- 仮名処理前の民事判決情報には、個人のプライバシーにかかわる機微な情報が含まれるので、一定の加工技術のある団体を情報管理機関とする必要があるのではないか。
- 情報管理機関における仮名処理等の一定の加工の過程で、民事判決情報の真正性が失われたり、検索性が低下したりすることのないように留意する必要があるのではないか。

第2 第4回会議の積み残しについて

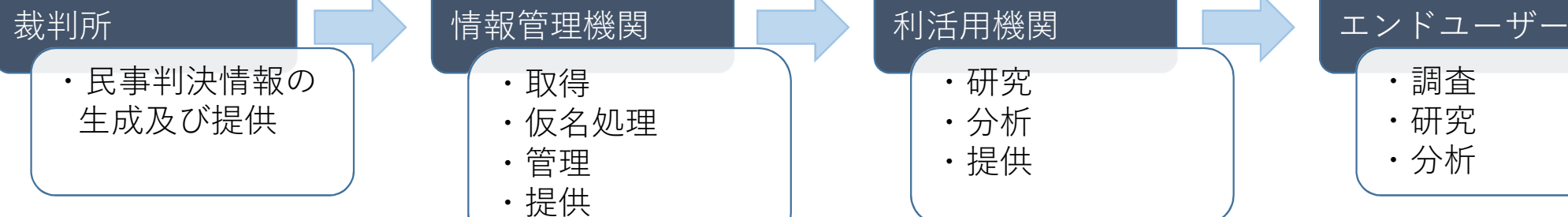
3 論点8について

論点8（再掲）

情報管理機関には、仮名処理における訴訟関係人の権利利益と公益の適切な調整、民事判決情報の適切な管理、利活用機関への公正かつ適切な提供、適切な事後的是正手段の確保が求められると考えられるが、そのほかに適格性を担保するために求められる事項はあるか。

※ これまでに示されたものに付け加えるべき事項はあるか。

参考図（再掲）



第2 第4回会議の積み残しについて

4 論点9について

論点9 情報管理機関から利活用機関に提供される民事判決情報は、基本的には適切な仮名処理が行われたものであると考えられるが、不適正な利用や情報漏えいにより訴訟関係人の権利利益が害されるリスクは否定し切れないうにも思われる。財団PTにおいては、情報管理機関が民事判決情報を利活用機関に提供する契約が適正な内容となるよう、必要な規律を設け、利活用機関には契約内容を遵守させるなどといった方法により、利活用の適正化を図るべきであるとの方向性が示されたが、利活用の適正化を図るためには、どのような規律を設けることが考えられるか。

第2 第4回会議の積み残しについて

4 論点9について

(参考) 第4回検討会における意見

- 情報管理機関がサイバー攻撃を受け、窃取された民事判決情報が流通してしまうと、対価を支払って民事判決情報の利活用をしている利活用機関の権利が侵害されることになる。こうした事態を防ぐため、万一情報が漏洩しても、それ以上拡散しないような仕組みを設ける必要があるのではないか。
- 商用データベース会社のみならず、弁護士や司法書士も利活用機関として、情報管理機関に直接アクセスできるようにする必要があると考えるが、利活用機関について財政基盤や中立性などの観点から適格性審査を厳格に行うのは望ましくなく、取り扱う情報の内容に照らした適切な行為規範を設けるのが望ましいのではないか。

第2 第4回会議の積み残しについて

2 論点9について

論点9（再掲）

情報管理機関から利活用機関に提供される民事判決情報は、基本的には適切な仮名処理が行われたものであると考えられるが、不適正な利用や情報漏えいにより訴訟関係人の権利利益が害されるリスクは否定し切れないようにも思われる。財団PTにおいては、情報管理機関が民事判決情報を利活用機関に提供する契約が適正な内容となるよう、必要な規律を設け、利活用機関には契約内容を遵守させるなどといった方法により、利活用の適正化を図るべきであるとの方向性が示されたが、利活用の適正化を図るためには、どのような規律を設けることが考えられるか。

※ これまで示されたものに付け加えるべき事項はあるか。

第2 第4回会議の積み残しについて

5 論点10について

論点10 利活用機関からエンドユーザーに提供される民事判決情報は、基本的には適切な仮名処理が行われたものであると考えられるが、不適正な利用や情報漏えいにより訴訟関係人の権利利益が害されるリスクは否定し切れないようにも思われる。このようなリスクの低減を図るための措置が必要であるとも考えられるが、どのように考えるべきか。

第2 第4回会議の積み残しについて

5 論点10について

(参考) 第4回会議における意見

- いわゆる「破産者マップ」のような使われ方を防ぐためには、罰則を設けることも考えられるのではないか。
- SNSが発達し、特定の事件について推測を含む情報を付加して発信する者があり、いわゆる炎上という事態が生じることもあり得るので、国民個人に対しても、民事判決情報の利活用にあたって何らかの規制をする必要があるのではないか。
- 情報の利用目的が狭ければ狭いほど、使い道については規制をかけなければならないと思われるが、民事判決情報は利用目的が限りなく広く、表現の自由にもかかわるところであるから、国民個人に対して課しうる義務は、せいぜい努力義務にとどまるのではないか。
- 仮に規制をするのであれば、その在り方としては、勧告や命令等による行政規制のほかに、民事上の特別ルールとして、行政機関を介さずに裁判所で問題を処理するルールを設けることもあり得るのではないか。

第2 第4回会議の積み残しについて

5 論点10について

論点10（再掲）

利活用機関からエンドユーザーに提供される民事判決情報は、基本的には適切な仮名処理が行われたものであると考えられるが、不適正な利用や情報漏えいにより訴訟関係人の権利利益が害されるリスクは否定し切れないようにも思われる。このようなリスクの低減を図るための措置が必要であるとも考えられるが、どのように考えるべきか。

※ これまでに示されたほかに意見はあるか。

参考図（再掲）

